

日 薬 業 発 第 326 号

令和 8 年 10 月 5 日

都道府県薬剤師会 担当役員 殿

日 本 薬 剤 師 会

副 会 長 渡 邊 大 記

社会保険診療報酬支払基金の改組等について

標記について、厚生労働省保険局医療課ほかより別添のとおり連絡がありましたのでお知らせいたします。

社会保険診療報酬支払基金を医療 DX の運営に係る母体として、名称、法人の目的、組織体制等の見直しを行うこと目的に、医療法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 87 号）の施行により、社会保険診療報酬支払基金法（昭和 23 年法律第 129 号）が改正され、今般、医療情報基盤・診療報酬審査支払機構に改組されることとなりました。

その内容・趣旨等や、社会保険診療報酬支払基金の改組に伴う既存の通知・事務連絡の取扱い、医療情報化推進方針等が別添のとおり示されております。

取り急ぎお知らせいたしますので、貴会会員にご周知くださいますようお願い申し上げます。

（別添）

- ・社会保険診療報酬支払基金の改組について

（令和 8 年 9 月 30 日付け事務連絡、厚生労働省保険局医療課ほか）

- ・「医療情報化推進方針」の公布について

（令和 8 年 9 月 30 日付け事務連絡、厚生労働省保険局医療課ほか）

< 抄 >

事 務 連 絡
令 和 8 年 9 月 30 日

別記団体 御中

厚生労働省保険局保険課
厚生労働省政策統括官付医療情報基盤担当参事官室

社会保険診療報酬支払基金の改組について

標記について、別添のとおり、各都道府県知事、市区町村長及び地方厚生（支）局長宛てに通知を発出しましたので、その内容について御了知いただくとともに、貴下団体会員等に対する周知方よろしくお取り計らい願います。

保 発 0930 第 11 号

政情発 0930 第 2 号

令和 8 年 9 月 30 日

都 道 府 県 知 事
各 市 区 町 村 長 殿
地 方 厚 生 （ 支 ） 局 長

厚 生 労 働 省 保 険 局 長
厚生労働省政策統括官（情報政策担当）
（ 公 印 省 略 ）

社会保険診療報酬支払基金の改組について（通知）

医療法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 87 号。以下「改正法」という。）の施行に伴い、社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）を医療情報基盤・診療報酬審査支払機構（以下「機構」という。）に改組されます。

医療法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和 8 年政令第 274 号。以下「整備令」という。別添 1 参照。）、医療法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（令和 8 年厚生労働省令第 144 号。以下「整備省令」という。別添 2 参照。）及び医療法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係告示の整理に関する告示（令和 8 年厚生労働省告示第 363 号。以下「整理告示」という。別添 3 参照。）、医療情報化推進方針（令和 8 年厚生労働省告示第 370 号。別添 4 参照。）がそれぞれ公布されたところです。

これらの法令については、改正法附則第 1 条第 5 号に掲げる規定の施行の日（令和 8 年 10 月 1 日）に施行することとなりますが、その内容・趣旨等や、社会保険診療報酬支払基金の改組に伴う既存の通知・事務連絡（以下「通知等」という。）の取扱い等について、下記のとおりとしますので、十分御了知の上、関係機関等に対し、その周知を図るとともに、その運用に遺漏のなきようお願いいたします。

記

第 1 関係法令の主な内容・趣旨等について

1 整備令

改正法第 29 条の規定により、社会保険診療報酬支払基金法（昭和 23 年法律第 129 号。以下「支払基金法」という。）が改正され、支払基金を医療DXの運営に係る母体として、名称、法人の目的、組織体制等の見直しを行うこととされたことに伴い、国家公務員の支払基金への出向に関する取扱いの変更等関係政令について所要の規定の整備を行うとともに、所要の経過措置を設けた。整備令については、令和 8 年 9 月 11 日付けで公布しており、内容は公布通知記載のとおりである。（別添 1 参照。）

2 整備省令

改正法の施行に伴う規定の整備を行った。具体的な内容は以下のとおりである。

（1）社会保険診療報酬支払基金法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 34 号）の一部改正

ア 題名関係

改正法第 29 条の規定により支払基金法の題名が「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法」（以下「機構法」という。）に改められたことに伴い、社会保険診療報酬支払基金法施行規則の題名を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法施行規則」に改める。

イ 漏えい等報告

（ア）機構法第 27 条に規定する、機構法第 18 条に規定する業務のために取り扱う情報の漏えい、滅失、毀損その他の当該情報の安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれが大きい事態として厚生労働省令で定めるものは、次の表の左欄に掲げる事態のいずれかに該当するものとし、機構は、当該事態を知った後、速やかに、当該事態に関する同表右欄に掲げる事項（報告をしようとする時点において把握しているものに限る。）を報告しなければならないこととする。

個人情報保護に関する法律施行規則（平成 28 年個人情報保護委員会規則第 3 号。以下「個人情報保護法規則」という。）第 7 条各号のいずれかに該当する事態	・ 個人情報保護法規則第 8 条第 1 項各号に掲げる事項 ・ 機構法第 18 条に規定する業務に係る情報システムの機能が停止し、又は停止したおそれがある場合にあっては、当該情報システムの名称 ・ その他参考となる事項
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 29 条の 4 第 1 項及び第 2 項に基づく特定個人情報の漏えい等に関する報告等に関する規則（平成 27 年特定個人情報保護委員会規則第 5 号。以下「特定個人情報漏えい等報告規則」という。）第 2 条各号のいずれかに該当する事態	・ 特定個人情報漏えい等報告規則第 3 条第 1 項各号に掲げる事項 ・ 機構法第 18 条に規定する業務に係る情報システムの機能が停止し、又は停止したおそれがある場合にあっては、当該情報システムの名称 ・ その他参考となる事項

その他機構法第 18 条に規定する業務に係る情報システムの機能が停止し、又は停止したおそれがある事態	・ 概要 ・ 機能が停止し、又は停止したおそれがある機構法第 18 条に規定する業務に係る当該情報システムの名称 ・ 原因 ・ 公表の実施状況 ・ その他参考となる事項
---	--

(イ) また、機構は、当該事態を知った日から 30 日以内（個人情報保護法規則第 8 条第 2 項又は特定個人情報漏えい等報告規則第 3 条第 2 項において 60 日以内に報告をしなければならないと規定する事態と同様の事態にあつては、60 日以内）に、当該事態に関する同表右欄に掲げる事項を報告しなければならないこととする。

ウ 中期計画及び年度計画

(ア) 機構は、機構法第 29 条第 1 項の規定により中期計画の認可を受けようとするときは、当該中期計画の最初の事業年度開始の日の 30 日前までに、当該中期計画を記載した申請書を、中期計画の変更の認可を受けようとするときは、変更しようとする事項及びその理由を記載した申請書を、厚生労働大臣に提出しなければならないこととする。

(イ) 機構法第 29 条第 2 項第 3 号に規定する厚生労働省令で定める医療情報化推進業務（機構法第 28 条第 1 項に規定する医療情報化推進業務をいう。以下同じ。）の運営に必要な事項は、機構法第 29 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に掲げるもののほか、医療情報化推進業務の運営に必要な事項とする。

(ウ) 機構法第 30 条に規定する年度計画には、中期計画に定めた事項に関し、当該事業年度において実施すべき事項を記載しなければならないこととし、機構は、年度計画の変更をしたときは、変更した事項及びその理由を記載した届出書を厚生労働大臣に提出しなければならないこととする。

エ 業務実績等報告書

機構法第 31 条第 2 項の報告書には、当該報告書が次の表の左欄に掲げる報告書のいずれに該当するかに応じ、同表の右欄に掲げる事項を記載しなければならないこととし、その際、機構は、当該報告書が同条第 1 項の評価の根拠となる情報を提供するために作成されるものであることに留意しつつ、機構の事務及び事業の性質、内容等に応じて区分して同欄に掲げる事項を記載するものとする。

また、機構は、当該報告書を厚生労働大臣に提出したときは、速やかに、当該報告書をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

事業年度における医療情報化推進業務の実績及び当該実績について自ら評価を行	一 当該事業年度における医療情報化推進業務の実績。なお、当該業務の実績は、次に掲げる事項（医療情報化推進業務に関する共通的な業務の実績については、二に掲げる事項を除く。）を明らかにしたものでなければならない。
--------------------------------------	--

った結果を明らかにした報告書	イ 中期計画及び年度計画の実施状況 ロ 当該事業年度における業務運営の状況 ハ 当該業務に係る指標がある場合には、当該指標及び当該事業年度の属する中期計画の期間における当該事業年度以前の毎年度の当該指標の数値 ニ 当該事業年度の属する中期計画の期間における当該事業年度以前の毎年度の当該業務に係る人員に関する情報 二 当該業務が地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第 64 号。以下「総合確保法」という。）第 11 条の 2 第 2 項第 3 号に掲げる事項に係るものである場合には、前号に掲げる医療情報化推進業務の実績について機構が評価を行った結果。なお、当該評価を行った結果は、次のイからハまでに掲げる事項を明らかにしたものでなければならない。 イ 総合確保法第 11 条の 2 第 2 項第 3 号に掲げる事項として同条第 1 項に規定する医療情報化推進方針に定められた項目ごとの評定及び当該評定を付した理由 ロ 業務運営上の課題が検出された場合には、当該課題及び当該課題に対する改善方策 ハ 過去の報告書に記載された改善方策のうちその実施が完了した旨の記載がないものがある場合には、その実施状況
中期計画の期間の終了時に見込まれる中期計画の期間における医療情報化推進業務の実績及び当該実績について自ら評価を行った結果を明らかにする報告書	一 中期計画の期間の終了時に見込まれる中期計画の期間における医療情報化推進業務の実績。なお、当該業務の実績は、次に掲げる事項（医療情報化推進業務に関する共通的な業務の実績については、二に掲げる事項を除く。）を明らかにしたものでなければならない。 イ 中期計画の実施状況 ロ 当該期間における業務運営の状況 ハ 当該業務に係る指標がある場合には、当該指標及び当該期間における毎年度の当該指標の数 ニ 当該期間における毎年度の当該業務に係る人員に関する情報 二 当該業務が総合確保法第 11 条の 2 第 2 項第 3 号に掲げる事項に係るものである場合には、前号に掲げる医療情報化推進業務の実績について機構が評価を行った結果。なお、当該評価を行った結果は、次のイからハまでに掲げる事項を明らかにしたものでなければならない。 イ 総合確保法第 11 条の 2 第 2 項第 3 号に掲げる事項として同条第 1 項に規定する医療情報化推進方針に定められた項目ごとの評定及び当該評定を付した理由 ロ 業務運営上の課題が検出された場合には、当該課題及び当該課題に対する改善方策 ハ 過去の報告書に記載された改善方策のうちその実施が完了した旨の記載がないものがある場合には、その実施状況
中期計画の期間における医療情報化推進	一 中期計画の期間における医療情報化推進業務の実績。なお、当該業務の実績は、次に掲げる事項（医療情報化推進

業務の実績及び当該実績について自ら評価を行った結果を明らかにする報告書	業務に関する共通的な業務の実績については、二に掲げる事項を除く。)を明らかにしたものでなければならない。 イ 中期計画の実施状況 ロ 当該期間における業務運営の状況 ハ 当該業務に係る指標がある場合には、当該指標及び当該期間における毎年度の当該指標の数値 ニ 当該期間における毎年度の当該業務に係る人員に関する情報 二 当該業務が総合確保法第 11 条の 2 第 2 項第 3 号に掲げる事項に係るものである場合には、前号に掲げる医療情報化推進業務の実績について機構が評価を行った結果。なお、当該評価を行った結果は、次のイからハまでに掲げる事項を明らかにしたものでなければならない。 イ 総合確保法第 11 条の 2 第 2 項第 3 号に掲げる事項として同条第 1 項に規定する医療情報化推進方針に定められた項目ごとの評定及び当該評定を付した理由 ロ 業務運営上の課題が検出された場合には、当該課題及び当該課題に対する改善方策 ハ 過去の報告書に記載された改善方策のうちその実施が完了した旨の記載がないものがある場合には、その実施状況
-------------------------------------	---

オ 勘定区分

機構は、医療情報化推進業務に係る経理とその他の業務に係る経理とを区分するほか、計算の過程を明らかにするために必要に応じ経理を区分し、それぞれについて貸借対照表勘定及び損益勘定を設けて経理するものとする。

また、機構は、医療情報化推進業務とその他の業務の双方に関連する収入及び費用については、適正な基準によりそれぞれの業務に配分して経理しなければならないこととする。

カ 財務及び会計に関する事項

機構法第 18 条第 1 項第 3 号から第 6 号までに掲げる業務及び当該業務に附帯する業務について、事業状況報告書、収支決算書等及び毎月の事業状況報告に関する事項を定める。

キ その他所要の改正を行うとともに、所要の経過措置を設ける。

(2) その他省令の一部改正

ア 支払基金の法人名称の変更等に伴い、支払基金の名称等を引用している各省令について、用語の整理等を行う。

改正前	改正後
-----	-----

社会保険診療報酬支払基金	医療情報基盤・診療報酬審査支払機構
社会保険診療報酬支払基金法	医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法
支払基金	機構又は基盤機構（※感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成10年厚生省令第99号）、社会保険診療報酬支払基金の流行初期医療確保措置関係業務に係る財務及び会計に関する省令（令和6年厚生労働省令第6号）に限る。）

イ 条項の移動や廃止に伴う所要の手当を行う。なお廃止に関しては、改正法第5条により、総合確保法第25条第2項、第28条第2項及び第3項並びに第34条の規定が削除されることに伴い、下記の省令を廃止する。

- ・社会保険診療報酬支払基金の医療機関等情報化補助業務に係る業務方法書に記載すべき事項を定める省令（令和元年厚生労働省令第44号）
- ・社会保険診療報酬支払基金の医療機関等情報化補助業務に係る財務及び会計に関する省令（令和元年厚生労働省令第45号）
- ・社会保険診療報酬支払基金の支払基金連結情報提供業務に係る業務方法書に記載すべき事項を定める省令（令和3年厚生労働省令第165号）
- ・社会保険診療報酬支払基金の支払基金連結情報提供業務に係る財務及び会計に関する省令（令和3年厚生労働省令第168号）
- ・社会保険診療報酬支払基金の支払基金電子処方箋管理業務に係る業務方法書に記載すべき事項を定める省令（令和4年厚生労働省令第176号）
- ・社会保険診療報酬支払基金の支払基金電子処方箋管理業務に係る財務及び会計に関する省令（令和4年厚生労働省令第177号）
- ・社会保険診療報酬支払基金の支払基金電子診療録等情報管理業務に係る財務及び会計に関する省令（令和8年厚生労働省令第40号）
- ・社会保険診療報酬支払基金の支払基金電子診療録等情報管理業務に係る業務方法書に記載すべき事項を定める省令（令和8年厚生労働省令第41号）

ウ 所要の経過措置を設ける。

整備省令の施行の際現にある改正前の様式についての取扱いや中期計画の認可申請に関して、必要な経過措置を設ける。

3 整理告示

改正法の施行に伴う規定の整理を行った。主な内容は以下のとおりである。

- （1）改正法第29条の規定により、支払基金の法人名称が「医療情報基盤・診療報酬審

査支払機構」に改められることに伴い、支払基金の名称等を引用している各告示について、下記のとおり用語の整理を行う。

改正前	改正後
社会保険診療報酬支払基金	医療情報基盤・診療報酬審査支払機構
社会保険診療報酬支払基金法	医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法
支払基金	機構

また、条項の移動や廃止に伴う所要の手当を行う。

なお、廃止に関しては、改正法第 29 条の規定により、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第 64 条）第 30 条が削除されることに伴い、以下の告示を廃止する。

- ・地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第三十条第一項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する有価証券（令和 3 年厚生労働省告示第 361 号）
- ・地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第三十条第一項第二号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する金融機関（令和 3 年厚生労働省告示第 362 号）

- (2) その他、改正法において、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 30 条の 3 及び地域における医療及び介護の総合的な確保に関する法律第 11 条の 2 第 2 項第 4 号に基づき、医療提供体制の確保に関する基本方針及び医療情報化推進方針は互いに整合性が取れたものであることとされたことに伴う、所要の改正を行う。

4 医療情報化推進方針

地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第 64 号）第 11 条の 2 第 1 項の規定に基づき、地域における効率的かつ質の高い医療提供体制の構築その他の国民の保健医療の向上及び福祉の増進に資する情報の活用 of 推進並びにその基盤の整備及び運営に関する方針を定めた。（別添 4 参照。）

第 2 通知等の取扱いについて

1 機構への改組前に保険局をはじめとする厚生労働省より発出された通知等中の支払基金の組織名称及び職名の取扱いについて

機構への改組前に発出された厚生労働省関係部局から発出された通知等に、

- ・支払基金の業務としてそれらの組織名称又は職名の記載があるもの
- ・支払基金のホームページ等の引用があるもの
- ・各自治体等の業務に関して、その連絡先等として、支払基金の組織名称又は職名の記載があるもの

等があるが、支払基金が行っていた業務は、引き続き機構が行うものであるため、今後当該通知等を改正する際に所要の改正を行うとし、それまでの間、機構への改組後の機関の名称及び職名とみなして取り扱うこととすること。

2 支払基金から発出された通知等について

機構への改組前に支払基金から発出された通知等は、改組後は当該通知等に係る事務を所管する職又は機関より発出された通知等とみなし、その効力を維持するものとする。

3 機構への改組前に支払基金が締結した契約等の取扱いについて

機構への改組前に支払基金が締結した契約書や、送付された請求書等については、改組後においても有効なものとして取り扱われることとする。

以上

各 都道府県知事 殿
市区町村長

医政発 0911 第 1 号
社援発 0911 第 25 号
老発 0911 第 1 号
保発 0911 第 5 号
政情発 0911 第 1 号
令和 8 年 9 月 11 日

厚生労働省医政局長
厚生労働省社会・援護局長
厚生労働省老健局長
厚生労働省保険局長
厚生労働省政策統括官（情報政策担当）
（ 公 印 省 略 ）

「医療法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令」の公布について（通知）

医療法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和 8 年政令第 274 号）について、別添のとおり本日公布し、令和 8 年 10 月 1 日より施行することとしております。

改正の趣旨及び主な内容は、下記のとおりですので、十分御了知いただくとともに、その運用に遺漏なきようお願いします。

記

第 1 改正の趣旨

医療法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 87 号。以下「改正法」という。）第 29 条の規定により社会保険診療報酬支払基金法（昭和 23 年法律第 129 号）が改正され、支払基金を医療 D X の運営に係る母体として、名称、法人の目的、組織体制等の見直しを行うこととされた。

これに伴い、国家公務員の支払基金への出向に関する取扱いの変更等関係政令について所要の規定の整備を行うとともに、所要の経過措置を設ける。

第 2 改正の概要

（1）関係政令の整備

① 改正法の施行に伴う規定の整理

改正法第 29 条の規定により、支払基金の法人名称が「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構」に改められることに伴い、支払基金の名称等を引用している各政令について、下記のとおり用語の整理を行う。

改正前	改正後
社会保険診療報酬支払基金	医療情報基盤・診療報酬審査支払機構
社会保険診療報酬支払基金法 ※法律名	医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法
支払基金 ※支払基金に関するものに限る。 ※「支払基金」という用語が含まれている単語も含む。	基盤機構
基金 ※支払基金に関するものに限る。 ※「基金」という用語が含まれている単語も含む。	機構

また、条項の移動に伴う手当を行う。具体的には、改正法第 5 条及び第 29 条の規定により、支払基金の業務規定である地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第 64 号。以下「総合確保法」という。）第 5 章が削除され、医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法（昭和 23 年法律第 129 号。以下「機構法」という。）第 18 条に移管されることに伴い、総合確保法第 5 章の規定を引用している各政令について、機構法を引用することとする改正等を行う。

② 国家公務員の支払基金への出向に関する取扱いの変更

支払基金を医療 D X の運営に係る母体として改組することに伴い、国家公務員が改組後の機構に役員として退職出向する場合が想定される。

そのような場合に、機構に役員として退職出向する職員が、退職手当及び長期給付について不利益な取扱いを受けないよう、国家公務員共済組合法施行令（昭和 33 年政令第 207 号）第 43 条第 2 項各号及び国家公務員退職手当法施行令（昭和 28 年政令第 215 号）第 9 条の 2 第 2 項各号に掲げる法人に、機構を追加する。

③ 規定の適正化

介護保険法施行令（平成 10 年政令第 412 号）について、「支払基金等」の名称を「機構等」に改めるに当たり、「支払基金等」を定義する正しい条項を引用するため、規定の適正化を行う。

（２）経過措置

① 改正法の施行に伴う予算等の認可に関する経過措置（本則第 25 条）

改正法第 5 条及び第 29 条の規定により、総合確保法第 5 章の規定が機構法に移管されることに伴い、改正前の総合確保法第 27 条の規定により認可を受けている予算等について施行日以降に変更が生じた場合の取扱いを明確化するため、同条の規定による認可を、改正後の機構法第 33 条の規定によりされた認可とみなす旨の経過措置を設ける。

② 本政令案の改正に伴う債券の取扱いに関する経過措置（附則第 2 条～第 4 条）

上記（１）①の改正により「基金流行初期医療確保措置債券」等の債券の名称を変更することに伴い、施行日以降のこれらの債券の取扱いを明確化するため、これらの債券を改正後の「基盤機構流行初期医療確保措置債券」等とみなす旨の経過措置を設ける。

第 3 施行期日

改正法附則第 1 条第 5 号に掲げる規定の施行の日（令和 8 年 10 月 1 日）

事 務 連 絡
令和 8 年 9 月 30 日

別記団体 御中

厚生労働省医政局地域医療計画課
厚生労働省健康・生活衛生局健康課
厚生労働省健康・生活衛生局難病対策課
厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部
厚生労働省医薬局総務課
厚生労働省医薬局医薬安全対策課
厚生労働省社会・援護局保護課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
厚生労働省老健局老人保健課
厚生労働省老健局介護保険計画課
厚生労働省保険局保険課
厚生労働省政策統括官付医療情報基盤担当参事官室
厚生労働省政策統括官付医療情報連携担当参事官室
こども家庭庁成育局母子保健課

「医療情報化推進方針」の公布について

標記について、別添のとおり、各都道府県知事、市区町村長及び地方厚生（支）局長宛てに通知を発出しましたので、その内容について御了知いただくとともに、貴下団体会員等に対する周知方よろしくお取り計らい願います。

医政発 0930 第 1 号
健生発 0930 第 1 号
感 発 0930 第 7 号
医薬発 0930 第 1 号
社援発 0930 第 1 号
障 発 0930 第 1 号
老 発 0930 第 1 号
保 発 0930 第 3 号
政情発 0930 第 1 号
こ 成 母 第 901 号

都 道 府 県 知 事
各 市 区 町 村 長 殿
地方厚生（支）局長

令和 8 年 9 月 30 日

厚生労働省医政局長
厚生労働省健康・生活衛生局長
厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部長
厚生労働省医薬局長
厚生労働省社会・援護局長
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長
厚生労働省老健局長
厚生労働省保険局長
厚生労働省政策統括官（情報政策担当）
こども家庭庁成育局長
（ 公 印 省 略 ）

「医療情報化推進方針」の公布について（通知）

医療情報化推進方針（令和 8 年厚生労働省告示第 370 号）について、別添のとおり本日公布し、令和 8 年 10 月 1 日より施行することとしております。

制定の趣旨及び主な内容は、下記のとおりですので、十分御了知いただくとともに、その運用に遺漏なきようお願いいたします。

記

第 1 制定の趣旨

地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第 64 号。以下「法」という。）第 11 条の 2 第 1 項の規定に基づき、地域

における効率的かつ質の高い医療提供体制の構築その他の国民の保健医療の向上及び福祉の増進に資する情報の活用の推進並びにその基盤の整備及び運営（以下「医療情報化推進」という。）に関する方針を定める。

第2 告示の概要

本方針の対象期間は令和8年10月1日から令和12年3月31日までの3年半とする。なお、主な事項は以下のとおりである。

第1 医療情報化推進の意義及び基本的な方向に関する事項

第2 医療情報化推進に関し、国並びに医療情報基盤・診療報酬審査支払機構及び国民健康保険団体連合会その他関係者が取り組むべき事項

第3 医療情報化推進に関し、医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法（昭和23年法律第129号）第29条第1項に規定する中期計画の基本となるべき事項

第4 医療情報化推進に関し、医療提供体制の確保に関する基本方針及び介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針との整合性の確保に関する事項

第5 その他医療情報化推進に関し必要な事項

第3 根拠条項

法第11条の2第1項

第4 適用期日

医療法等の一部を改正する法律（令和7年法律第87号）附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日（令和8年10月1日）

医療情報化推進方針及びDX審査支払機構の中期計画・年度計画

支払基金における医療DX業務への国によるガバナンスを発揮する観点から、昨年成立した医療法等改正法により、厚生労働大臣は医療情報化推進方針を作成することとされている。

また、同改正法により、支払基金は本年10月にDX審査支払機構に改組され、中期計画及び年度計画を策定することとされている。なお、年度計画に関しては、厚生労働大臣の評価の対象となっている。

「医療情報化推進方針」

作成主体：厚生労働大臣

対象期間：3年以上、6年以内

方針内容：医療情報化推進の意義及び基本的な方向
国、DX審査支払機構、国保連その他関係者の取組
機構が作成する中期計画の基本事項 等

「中期計画」

作成主体：DX審査支払機構

対象期間：期間の定めなし（※推進方針に合わせる予定）

計画趣旨：上記方針に基づき、医療情報化推進業務の運営
その他の医療情報化推進の実施に関する中期計画

計画内容：医療情報化推進のための達成目標
目標を達成するために取り組むべき措置

「年度計画」

作成主体：DX審査支払機構

対象期間：1年間（1事業年度）

計画趣旨：中期計画に基づき、その事業年度の医療情報化推進業務の運営に関する計画

【厚生労働大臣による評価】

機構は、毎事業年度の終了後、厚生労働大臣の評価を受けることとされている。（機構法31条）

（評価の仕組み）

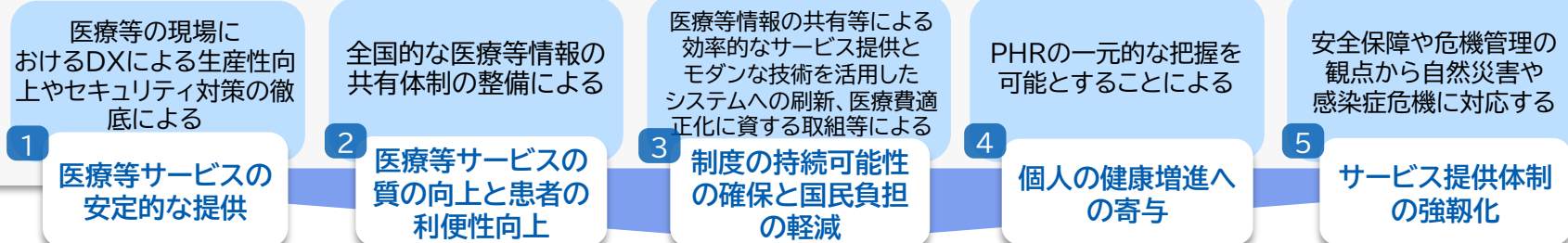
- 機構は、各事業年度の終了後3月以内に、厚生労働大臣に対して、業務の実績や自己評価結果を明らかにした**報告書を提出・公表**。
- 厚生労働大臣は、**総合的な評定を付して評価**。
- 評価を実施後、**機構に評価結果を通知・公表**。
- 機構は、評価結果を**中期計画・年度計画や業務運営の改善に適切に反映**。また、反映状況を公表。
- 厚生労働大臣は、評価結果に基づき、必要があると認めるときは、機構に対し、**業務運営の改善その他の必要な措置を講ずるよう命令が可能**。

1. 医療情報化推進の意義及び基本的な方向に関する事項

医療情報化推進の意義

「点で進んできたDXを、国がハブとなって“線”につなぎ、やがて“面”へ。」

個々の医療機関等の業務運用に即して構築してきた多様なデジタル基盤を、国が共通ルールや共通プラットフォームで束ね直し、民間の創意工夫を組み合わせ、日本全体で「つながるDX」へ再構築する。この再構築を通じて、以下の5点を実現する。



「国民一人ひとりにとって最適で質の高い医療等サービスが安定的・持続的に受けられる社会」を目指す。

医療情報化推進の基本的な方向

クラウド移行で3つを実現

「オンプレミスのたこつぼ化を越え、クラウドで基盤をつなぎ直す。」

「つながるDX」を実現するために、オンプレミスによるたこつぼ型の構造をつむぎ直し、共通ルールのもとで相互接続が可能なクラウド型基盤へと再構築していく。

業務効率化・生産性向上

医療情報システムのクラウド化により、AIを活用した業務効率化ツール等の導入を容易にし、業務効率化と生産性向上を実現

セキュリティ対策

クラウド化によりセキュリティ監視を強化し、サイバー攻撃への対応力を向上

データの共有

データ連携基盤の構築により、医療機関等との情報共有の円滑化、PHRの個人への還元、データの二次利用を促進

全国医療等情報プラットフォームの構築

医療機関や薬局、介護事業者、保険者、救急隊、自治体などが医療等情報を共有できるようにするとともに、国民もマイナポータル等で情報を閲覧・活用できる環境を実現する。

構築に当たっては、以下の点に留意して推進していく。

- ✓ DXサービス利用を効率的・計画的に行うための部局間連携の強化
- ✓ 電子カルテの認証制度活用によるベンダーへの改修要請
- ✓ 費用対効果を踏まえたシステムの導入判断
- ✓ ダッシュボードによる進捗・効果の見える化、国民の理解醸成

対象期間

2026年10月1日～2030年3月31日

※医療計画や介護保険事業計画のスケジュールを踏まえ、第1期は3年半、その後当面は3年ごととする予定。

目標

(2028年度までに)

電子カルテ
普及率
100%

200床以上の病院(療養病床等が中心の病院を除く)の電子カルテ

電子カルテ
普及率
約100%

必要な患者の医療情報共有が可能な電子カルテ

(2030年末までに)

サイバー
セキュリティ
対策100%

地域の拠点となる病院の対策100%実施

クラウド
ネイティブ型の
環境整備

大病院向けのクラウドネイティブ型製品の提供

1. 医療DXサービス利用のための基盤整備

- (1) クラウドネイティブ型電子カルテの普及
- (2) 大病院向けのクラウドネイティブ型製品(電子カルテ・部門システム)の開発・普及支援
- (3) サイバーセキュリティ対策の強化

2. 全国医療等情報プラットフォーム

(1) 医療情報基盤

- ① マイナ保険証を基本とする仕組みにおける医療機関等の環境整備の推進
- ② レセプト情報・特定健診情報等に基づく医療情報を患者や全国の医療機関等で確認できる仕組みの機能強化
- ③ 診療報酬改定DXの推進
- ④ 電子処方箋の普及と利活用等の推進
- ⑤ 電子カルテ情報共有サービスの運用開始と情報の拡張
- ⑥ 救急時における患者の医療情報を全国の医療機関等で確認できる仕組みの機能強化
- ⑦ 救急隊と医療機関で傷病者情報の共有を可能とする「救急医療情報連携プラットフォーム」を構築
- ⑧ 次の感染症危機に備えた対応等
- ⑨ 診断書等提出の電子化
- ⑩ HPKI等の暗号移行対応等
- ⑪ 医薬品コードの整備

(2) 介護情報基盤

- ① 介護保険の利用者、自治体、介護事業所、医療機関等における介護情報等を電子的に共有できる情報基盤の整備

(3) 行政・自治体情報基盤

- ① PMH分野横断共通機能の運用
 - ② 医療費助成のオンライン資格確認の更なる推進
 - ③ 予防接種事務のデジタル化
 - ④ 母子保健DXの推進
 - ⑤ 自治体検診情報を共有する仕組みの構築
 - ⑥ 生活保護制度の医療扶助に係るデジタル化の推進
 - ⑦ 指定難病の特定医療費、小児慢性特定疾病医療費の支給認定申請手続のオンライン化
 - ⑧ 自立支援医療の支給認定申請等のオンライン化
 - ⑨ 難病・小児慢性特定疾病・自立支援医療の自己負担上限額管理票の電子化
- (4) マイナポータル及びマイナポータルAPIを活用した国民への医療等情報の還元
- ① 国民への医療等情報の還元

3. 医療等情報の二次利用

- (1) 公的DBにおける仮名化情報の利用・提供
- (2) 電子カルテ情報データベースの構築及び運用
- (3) 自治体検診情報の二次利用
- (4) 公的DB等の情報連携基盤の構築及び利用促進
- (5) 次世代医療基盤法等に基づく民間保有のデータベースの利活用の推進
- (6) 医療等情報の利活用を更に円滑化するための制度枠組み等の検討
- (7) 保健医療等情報を正確に連結するために必要な情報の提供
- (8) 保険者による保健事業の推進支援

3. DX審査支払機構における中期計画

DX審査支払機構においては、次の点に留意の上、組織の特性を活かしつつ、中期計画を作成するものとする。

中期計画の期間

2026年10月1日～2030年3月31日

計画期間中の
重点取組事項

1. 医療DXサービス利用のための基盤整備
2. 全国医療等情報プラットフォーム
3. 医療等情報の二次利用

上記2.のうち
DX審査支払機構に
おいて特に取り組む
べき事項

医療情報化推進業務の運営の効率化に関する事項

- ✓ 効率的・効果的な組織運営の推進
- ✓ システムに係る調達の最適化
- ✓ AI等の先端技術の利活用による業務の効率化及び高度化

その他医療情報化推進業務の運営に関する重要事項

- ✓ 人材の育成及び確保
- ✓ 情報セキュリティ対策及び個人情報保護
- ✓ 国民や医療関係者等に向けた情報提供や情報共有の充実

4. 医療法の基本方針及び介護保険法の基本指針との整合性確保

医療情報化推進は、医療・介護サービスの安定供給や質の向上、制度の持続可能性確保等により、医療提供体制の確保や介護保険給付の円滑な実施に寄与するため、医療法の基本方針及び介護保険法の基本指針との整合性を確保しながら推進する。

5. その他医療情報化推進に関し必要な事項

医療情報化推進の取組が確実に進むよう進捗を定期的に確認し、政策効果の検証を行うとともに、デジタル技術の進歩を踏まえて取組の強化や方針の見直しのフォローアップを行う。

医療情報化推進方針(第1期:2026年10月~2030年3月)に基づき予定している主な取組

